

○内閣府令第 号

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二条第五項及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十条の規定に基づき、特定目的会社の監査に関する規則及び投資法人の会計監査に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

特定目的会社の監査に関する規則及び投資法人の会計監査に関する規則の一部を改正する内閣府令

（特定目的会社の監査に関する規則の一部改正）

第一条 特定目的会社の監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正

後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(会計監査報告の内容)</p> <p>第九条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 第二号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容</p> <p>六・七 「略」</p> <p>2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「一〇三 略」</p>	<p>(会計監査報告の内容)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五・六 「同上」</p> <p>2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(投資法人の会計監査に関する規則の一部改正)

第二条 投資法人の会計監査に関する規則(平成十八年内閣府令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(計算関係書類に係る会計監査報告の内容)</p> <p>第五条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 資産運用報告及びその附属明細書(会計に関する部分を除く。)</p> <p>一)の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容</p> <p>六・七 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>4 「略」</p>	<p>(計算関係書類に係る会計監査報告の内容)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五・六 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>4 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(特定目的会社の監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特定目的会社の監査に関する規則第九条の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

(投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の投資法人の会計監査に関する規則第五条第一項及び第三項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する営業期間に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する営業期間に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。